議案第249号

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和６年12月11日

福岡市長　高　　島　　宗 一 郎

理由

本件は、下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

１　損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
[redacted]	719,420円

２　事件の概要

令和５年10月21日午後８時頃、相手方[redacted]氏が、市内城南区別府一丁目３番13号所在の店舗の敷地から前面の市道に出ようとした際、当該市道に設置されていた汚水ますの鉄製蓋に右足を乗せたところ、当該蓋の蝶番及び蓋受け部分が破損していたため当該蓋がずれて反転し、当該汚水ますに右足を突っ込んで負傷し、損害が生じたものである。